

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年6月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間③について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月31日から同年6月1日まで
② 昭和61年6月1日から平成7年7月31日まで
③ 平成7年7月31日から同年10月1日まで

私は、昭和54年4月11日から平成9年6月末まで継続してA株式会社C営業所に勤務していたが、申立期間①及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、標準報酬月額の記録が当時支給されていた給与より少ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人は、A株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A株式会社及び同社の関連会社であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和61年1月31日。以下「全喪日」という。）に

資格を喪失したとされる申立人を含む 75 人のうち、62 人が、B 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった 61 年 6 月 1 日に、同社において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、i) 全喪日の後の昭和 61 年 2 月 24 日及び同年 3 月 18 日に同社において健康保険証の再交付を受けている者、ii) 全喪日の後の 61 年 3 月 3 日に受け付けられた同年 3 月 2 日付けの資格取得届が、後に取り消されている者、iii) 61 年 2 月 21 日、同年 3 月 8 日及び同年 4 月 1 日に資格を喪失し、当該資格喪失日が全喪日と同日の同年 1 月 31 日に訂正されている者が確認でき、当該被保険者名簿には、これらの取消し又は訂正の処理が行われた日付の記載は無いものの、全喪日より後に行われたものと推認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録、同僚の証言及び A 株式会社の商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間①においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理、及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 61 年 1 月 31 日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の A 株式会社における資格喪失日は、申立人の B 株式会社の資格取得日と同日の同年 6 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A 株式会社における申立人の昭和 60 年 12 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

2 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は、A 株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間③当時、A 株式会社に勤務していた者は、関連会社の B 株式会社において、厚生年金保険の被保険者となっていたところ、オンライン記録によると、B 株式会社の全喪日（平成 7 年 8 月 21 日）の後の 7 年 10 月 5 日に、申立人が同社において同年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理及び同年 10 月 1 日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確認できる上、同僚 77 人についても、同年 10 月 5 日又は同年 10 月 6 日に、申立人と同様に、同年 7 月 31 日に資格を喪失した旨の処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、B 株式会社の商業登記簿謄本によれば、同社は申立期間③においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、遡って同社が適用事業所で

なくなったとする処理、及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月31日に資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のB株式会社における資格喪失日は、申立人のA株式会社の資格取得日と同日の同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の遡及した資格喪失処理が行われる前の記録から、24万円とすることが妥当である。

3 一方、申立期間②について、申立人は、「支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が低額である。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された昭和61年分及び平成2年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額を基に試算した厚生年金保険料の金額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間②当時、B株式会社において厚生年金保険の加入記録がある者が所持していた平成7年5月分及び同年6月分の給与明細書によると、当該給与明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、同人のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人のB株式会社に係るオンライン記録を確認したが、申立期間②において遡及した標準報酬月額の改定が行われているなどの不自然な記録訂正は無い。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成17年7月から同年10月までは18万円に、同年11月から18年2月までは16万円に、同年3月から同年5月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年6月21日まで

私は、平成17年1月に株式会社Aに入社し、同社が同年7月にグループ企業と合併して株式会社Bになった後も継続して勤務したが、合併後の標準報酬月額が18万円から12万6,000円に下がっている。給与明細書から、合併後も従前の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成17年7月、同年11月、18年3月の給与明細書及び申立期間の給与振込額を基に確認又は推認できる厚生年金保険料控除額、報酬月額から、17年7月から同年10月までは18万円、同年11月から18年2月までは16万円、同年3月から同年5月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、申立期間①について、昭和 51 年 4 月に国民年金の被保険者資格を取得し、57 年 12 月 1 日に同資格を喪失するまで、自分で国民年金保険料を納付していたが、51 年 4 月から 57 年 3 月までの納付記録はあるものの、申立期間①の納付記録が無い。

また、申立期間②について、昭和 61 年 4 月に国民年金の強制被保険者資格を取得し、63 年 7 月 1 日に同資格を喪失するまで、自分で国民年金保険料を納付していたが、申立期間②の納付記録が無い。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 57 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入するまで、毎月又は 2 か月分の国民年金保険料を銀行に納付していた。」と主張している。

一方、申立人は、「A 事業所を退職した後の昭和 58 年 4 月に、B 市町村の国民年金推進員が自宅を訪問し、期間の記憶は明確でないが、未納保険料の納付勧奨を受けた。しかし、当時、自営業を軌道に乗せるため収入面で苦勞していたので、保険料を納付しなかった。」と述べているところ、申立期間①当時、B 市町村において国民年金推進員をしていた者は、「4 月に納付勧奨をすることはあった。また、58 年 4 月の納付勧奨であれば、昭和 57 年度分の保険料の納付勧奨である。」と述べている。

また、オンライン記録によると、申立期間①の直後の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間については、平成 3 年 11 月 5 日に社会保険事務所（当時）において訂正処理されるまで、国民年金の加入期間とされていたところ、申立人は、「当該期間については、厚生年金保険に加入していたことを認識していた。」と述べていることを踏まえると、申立人が国民年金推進員から納付勧奨を受けたものの保険料は納付しなかったと述べている期間は、申立期間①であったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、「当該期間について、国民年金の加入手続は行っていないが、強制加入期間であるので、B市町村から納付書が送付されてきて保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、B市町村では、「国民年金の資格取得の届出がなければ、納付書を発行することはなかった。」と回答している。

また、現在のオンライン記録では、申立期間②については国民年金の加入期間とされているが、申立人が当該期間の加入手続を行っていないと述べていること、及びオンライン記録において申立期間②に係る過年度保険料の納付書が作成された記録が無いことを踏まえると、当該期間を国民年金の加入期間とする処理については、納付の時効が成立した後に遡及して行われた可能性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、「毎月又は2か月分を銀行で納付していた。」と述べているが、申立期間②は 27 か月と長期間であり、これらの期間の保険料を納付していたにもかかわらず、納付記録が全て失われたとは通常考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、平成 19 年に、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料の領収書を社会保険事務所（当時）に提出したが、訂正されたのは 46 年 4 月から 47 年 3 月までの 1 年間だけであり、納得できない。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 19 年に、私の国民年金手帳に昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料の領収書がホチキス止めされていることに気づき、社会保険事務所に出向き記録訂正を申し出たが、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間しか記録訂正されておらず納得できない。また、社会保険事務所に提出した 3 枚の領収書も返してもらっていない。」と主張している。

しかしながら、年金事務所では、「申立人から、平成 19 年 6 月 27 日に年金相談があり、その時に、オンライン記録から、基礎年金番号に未統合の申立人の国民年金記録（加入期間は、昭和 44 年 * 月 * 日から 47 年 4 月 1 日まで、保険料の納付期間は、46 年 4 月から 47 年 3 月まで）が判明したことから、その翌日に統合処理したものである。」と回答しており、申立人の主張と相違している。

また、申立人が社会保険事務所に提出したと記憶する国民年金保険料の領収書の形状は、当時の領収書の形状とは合致していない上、年金事務所では、「窓口で領収書の提示があった場合、職員が原本を受け取ることはなく、その場でコピーを取り原本を返却していた。また、申立人が平成 19 年 6 月 27 日に来所した際の年金相談受付票の記録内容を確認したが、申立人から国民年金保険料の領収書が提示されたとの記載は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、母親が行ってくれた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月26日に払い出され、44年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認でき、申立期間当時において申立人と同一世帯であった申立人の兄の妻も、「申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。」と述べているところ、申立人と同日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、38年11月に遡及して資格を取得しているが、保険料の納付記録は、申立人と同様に46年4月からとなっていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで
A 市町村役場に勤務していた父が、昭和 46 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、母が集金人に国民年金保険料を毎月納付していた。
申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、昭和 46 年頃に父が加入手続を行い、母が集金人に毎月納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 8 月 17 日に払い出され、同年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、申立人の母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金の資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日となっており、申立期間については未加入期間とされているところ、申立期間当時、A 市町村において国民年金保険料の集金人をしていた者は、「市町村役場から集金対象者の名簿を渡され、同名簿に基づき集金していた。」と述べていることを踏まえると、集金人が国民年金に未加入の者から保険料を集金することはなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。